

外国人材を受け入れる事業主（特別徴収義務者）の皆様へ 香川県と県内市町からのお知らせ

個人住民税の確実な納税にご協力ください。



雇用する外国人従業員が出国されるときは、

給与等からの未納税額の一括徴収※1、

納税管理人による納税など、

事業主の皆様のご協力をお願いします。



従業員に給与を支払う事業主は、所得税の源泉徴収と同じように、毎月支払う給与等から個人住民税を差し引き、従業員に代わって納入する**特別徴収**が法律で義務付けられています。

個人住民税は、1月1日（賦課期日）現在、国内に住所がある方の、前年1年間（1月～12月）の所得に対して、翌年度に課税されます。

※1一括徴収とは、出国や退職などにより従業員が事業主から給与の支払いを受けなくなる場合に、個人住民税の残りの税額について、出国や退職するまでの給与等から事業主が一括して天引きすることです。

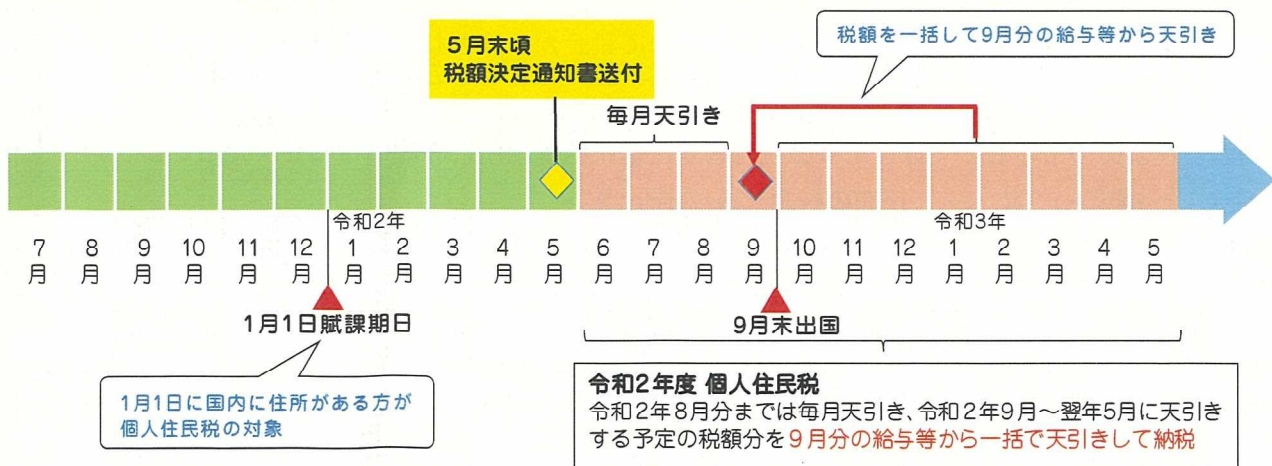
6月～12月に出国や退職する場合の一括徴収は、納税義務者本人から一括徴収を希望する旨の申出が必要です。

課税されている外国人従業員が年の途中で出国する場合、出国時期によって、納税の方法が変わります。（以下の内容は、特別徴収を前提としています。）

6月～12月に出国する場合

特別徴収する事業主は、出国するまでの外国人従業員の給与等から未納税額を**一括徴収**して納めてください。

○一括徴収の例（9月末に出国した場合）



納税の手続きなどについては、外国人従業員がお住まいの市町にお問い合わせください。